

第74回 消費者安全調査委員会 議事要旨

■日 時：平成30年10月2日（火）10:10～11:40

■場 所：中央合同庁舎第4号館4階 共用第2特別会議室
（東京都千代田区霞が関3-1-1）

■出席者（敬称略、50音順）

<消費者安全調査委員会>

委員長：中川丈久

委員長代理：持丸正明

委員：小川武史、河村真紀子、澁谷いづみ、水流聡子

<消費者庁>

高島審議官、尾崎消費者安全課長、菱田事故調査室長、事故調査室員

■議事次第：

1. 開会
2. 高島審議官挨拶
3. 消費者安全調査委員会委員挨拶
4. 個別事案について
 - (1) 選定事案
 - (2) その他
5. 閉会

■議事概要：

1. 開会

○中川委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第74回「消費者安全調査委員会」を開催したいと思います。

私は、このたび消費者安全調査委員会の委員長を務めることになりました、中川でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

初めに、高島審議官より御挨拶を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

2. 高島審議官挨拶

○高島消費者庁審議官 皆様、本日は御参集いただきまして、大変ありがとうございます。

新しい体制になった第1回でございますので、本来であれば大臣に来ていただいて御挨拶をと思っておったのですが、あいにくきょうが組閣ということでござい

まして、どなたが消費者担当大臣になられるか今の時点ではわかっておりません。

実は私も報道を心待ちにしている状況で、どなたなのかまだわかりませんが、きょうの夕方までには正式にお決まりになると思いますので、また大臣にもこの体制を御報告して、この調査委員会を進めていきたいと思っております。

今日は10月2日でございますけれども、10月でこの委員会が発足して7年目ということでございます。本日が第4期で初めての委員会ということになります。

この委員会は発足以来、被害に遭われた方々に真摯に向き合いながら、1件ずつ丁寧に事故の原因究明、再発防止策の提言に取り組んできていただいたところでございます。これまで6年間で13件の報告を行いまして、関係行政機関に事故の再発防止を提言してきたというのが本委員会でございます。

今後とも委員の皆様には活発な御審議をいただきまして、より多くの事案について事故から教訓を得て、繰り返さないために有意義な御意見、御提言を取りまとめたいということで、強く期待をしておるところでございますし、事務局といたしましても全力でサポートしなければならないと思っております。

消費者にとって安全・安心な社会の実現に向けて、委員の皆様のお力を賜れますようによろしくお願い申し上げます。

○中川委員長 どうもありがとうございました。

3. 消費者安全調査委員会委員挨拶

○中川委員長 どうもありがとうございました。

本日は、第4期の初回の委員会開催でございますので、委員の皆様お一人ずつ御挨拶と申しますか、御経験、御抱負等をお話しいただければと思っております。

なお、城山委員におかれましては、本日は御都合がつかず欠席となっております。

では、最初に私から御挨拶を申し上げたいと思っております。

先ほど既に済ませましたけれども、同じことではございますが、第1期、第2期に経験いたしました事故調査の考え方です。事故とは思われていないものを見抜くといえますか、これはなかなかセンスが必要なところで難しいとは思っていたのですけれども、ただ、これは対応しなければいけないと思うようなものはどこかがそれなりに対応しているのですが、みんなが見逃すものがあるわけで、それをこの委員会でいかに見立てるかということが非常に重要かと思っております。それはもちろん、委員の皆様のお力が必要かと思っております。ぜひ御協力をお願いしたいと思います。

それから、先ほども申しましたが、第3期に新しい取り組みも始まったと伺っております。それにつきましても御教授いただきまして、また、それ以外にも新たな工夫がございましたらぜひ御提案をいただいでやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、各委員の皆様からお願いしたいと思います。こちらから順番に、小川委員からお願いいたします。

○小川委員 青山学院大学の小川と申します。

私はこの委員会が立ち上がったときから、部会のほうでずっと最初から委員を担当してまいりまして、今回初めてこちらの本委員に就任しました。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

私の大学での専門は、機械工学の中の材料強度という内容でして、実際に大学で研究しているのは金属疲労とか応力腐食割れ、要するに、何か事故が起きたらこういう原因でしたというもともとこのところの材料の研究をしております、大学での専門に直接絡むところでは原子力ですとか、現在は高圧の水素容器、燃料電池の自動車とかステーションなどに使われるところのお手伝いが専門に直接関係しているところ、行政のほうでは、経産省の高圧ガス小委員会の委員を6年間ぐらい務めているということが私の専門の御紹介なのですが、なぜか自転車に長い間絡んできまして、自転車のJIS規格や、子供を2人乗せる自転車の認可の件といったところに関係を持ってきて、気がついたらこういった消費者事故の調査をやっていたというところもございます。

機械工学は事故に関連するときにはいろいろな形で絡んできますし、ある程度機械構造物の仕組みとかといったところでもお役に立てることがあるかと思ひまして、一生懸命やっていますし、これからもやっていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

○中川委員長 どうぞよろしくお願ひいたします。

引き続きまして、河村委員、お願ひします。

○河村委員 ほとんど以前に御一緒したことのある方ばかりなのですけれども、改めまして、消費者団体の者としてここにいるわけですが、消費者庁をつくる運動に邁進して、できた後には夢だった消費者事故を調査する機関をつくるという運動を、消費者団体や弁護士やパイロットの団体や被害者の方、いろいろな方とも一緒に立ち上げて、この間まで委員長だった宇賀先生が座長を務められた「在り方検討会」という事故調査機関をつくる検討会でもかなりの議論を経て、これが立ち上がったときに専門委員として入ったと思ひます。

小川委員のような工学的な専門とか、法学的な専門があるわけではありませんが、自負としては、事故調査とはどうあるべきなのかという、日本になかなか確立していなかった、今でも余り確立していないのですけれども、世の中で共有されていない理念を、一番進んでいる航空の分野の方たちの安全を考えている、各社全部入っている乗員組合連合会で安全のことをやっている方たちに本当に教えていただいて、今でも学んで進んできています。

この間も話題に出ました責任追及とか、刑事捜査と事故調査の切り分け、関係、事故が起きたときの現場のこと、証拠のこと、まだまだこれから事故調査機関がもっと成長してというか認知されて、もっとそういうところに権限を持って踏み込んでいけるようにならないと、今はまだ少しいろいろと研究をしてといいますか、情報を集めて、アンケートをしたりほかの報告書を見たりということやる。それが悪いわけではないのですけれども、本来は事故が起きたときにそこに行って、捜査は捜査ですけれども、

彼らは再発防止のための調査ではなくて、責任追及のための捜査をするわけですから、そうではない、再発防止を唯一の目的とした調査を力強くできる機関になるということに、今でもどうしたらより近づいていけるのかと。

どんな事故を取り上げるかという話もあると思うのですが、ここが、国民生活センターが注意喚起するとか、消費者庁安全課が注意喚起するというのと違うのは、最終的には意見勧告を言うことができる。注意喚起ではなくて、ほかの省庁、所管するところに対して意見を言う。何なら勧告することが、他省庁には勧告できないのでしたね。いろいろたてつけがあるのですけれども、そういう権限がきちんとあるわけですから、何かを変えていく、ルールを変えていったりすることができるということで、例えばありふれた事故であっても、注意喚起でできなかったところに踏み込むことができることこそこの強みだと思っていますので、そういうことができいくような調査と報告をできたらと思っています。

どうぞよろしくお願いします。

○中川委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、澁谷委員、お願いいたします。

○澁谷委員 愛知県一宮保健所長をしております、澁谷いづみでございます。

前回の第3期に引き続き委員を拝命いたしました。

この委員会につきましては、以前、第1期の委員会の途中から、退任された委員の残りを務めさせていただいたこともありました。よろしくをお願いいたします。

消費者行政とのかかわりは、以前、消費者委員会の食品表示部会の委員として、また、そのもとに置かれました栄養表示に関する調査会の座長をさせていただいております。

私は大学病院の小児科から行政に入りまして、県庁勤務や今は保健所の仕事をしております。主に地域医療システムをつくる仕事とか、あるいは食品の安全対策、健康危機管理の仕事をしてきております。

御存じの方もいると思いますけれども、保健所長は一定条件を満たす医師ということに法律でなっております。全国で500弱の保健所があるわけですが、私は医師としては37年目でございますけれども、臨床、研究、行政とそれぞれを経験させていただいて、さまざまな角度から一つのことを見ることの大切さをこの年齢になって実感しております。

現在も母校の客員教授として医学部の学生に講義を続けておりますが、こちらの委員会の経験も活かさせていただいております。

以前、第1期のときに、「消費者安全調査委員会の動き」にコラムを書かせていただきました。その中に、保健所は直接市民のさまざまな苦情を受ける機関である一方、届出制度、あるいは施設への立ち入りや行政処分、行動制限をする権限がございます。これらはいわゆる医療事故や食中毒、感染症などの健康危機が起きないようにする。あるいは、起きてしまっても早く見つける。拡大しないようにする。次のステップを防ぐようにするというために行われる手段でございます。それぞれの活動にふさわしい環境

になるようにということでこういう手段をとるわけですがけれども、やがて地域のリスクコミュニケーションが成熟していくことも絶えず思慮しながらこの仕事をしております。

この委員会が発信するさまざまな情報は、もちろんその関係者を動かすということはあるわけですが、やがて広く社会のリスクコミュニケーションの成熟に役立っていくという役割も期待しておりますし、委員としての責任も感じております。

この委員会の委員として引き続き参画できることに感謝しております。どうかよろしくお願ひいたします。

○中川委員長 どうぞよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございます。

続きまして、水流委員、お願ひいたします。

○水流委員 東京大学工学部におります。水が流れると書きまして「つる」と読みます。よろしくお願ひいたします。

この委員会が立ち上がった第1期のときには調査委員を依頼されまして、よくわからなかったのです。何をやる委員会なのか、自分が何をしたらいいのかわからないままに、ただ、消費者に対してというか、自分も消費者ですので、私は安全なものはないと思っているので、基本的に、大事なことは消費者が危険なものを安全に取り扱う技術を持つべきだと思っていますので、そういった側面で、この委員会から発信されるものが消費者を賢くするものとなっていけばいいなと思っています。

消費者のニーズは多様ですので、各消費者が自分が動くときに、今の自分たちにとって何がポイントなのか。そのときに、ある情報が消費者庁から発信された有用なものがあるという状況をこれから先、積み上げていって、そういったデータベース等ができていくことがいいなと思っています。

それから、先ほど河村委員もおっしゃっていましたように、事故があったときにデータが残っていないというところにつきましては、最近のITの発達等を見てみますと、IT、ICT、インターネットですね。IoTというよりも、IoEでInternet of Everythingになってきていますので、消費者が何らかのものや製品やサービスを利用、使用するときの状況が、個人情報としては蓄えられていく。その個人情報を消費者がお使いになるのは自由ですので、そういった世界がじきにつくれるのではないかと考えております。

それに向けて、何かこの委員会の中で、幾つかの案件の中で、恐らく将来的なものとして検討するような素材が出てくると思いますので、そういったことも考えていきたいと思っています。

自分としましては、最初に入ったときは、石川馨先生が始めた日本の品質管理の最初を形づくった研究室なのでありますが、品質という言葉は広辞苑で品物の質と書かれてあるのですが、あれは誤りでして、品にある質、質にもいろいろあると。

品質管理といったものはマネジメントですが、私は非常に重要だと思ひまして、13年前に飯塚教授と一緒に、医療社会システム工学寄附講座というものを立ち上げました。今、13年目を迎えているのですが、医療そのものはかなり高度、複雑なサービスなのですが、たくさんの製品がないとサービスは提供できません。その上

で、非常に考えるところがございまして、消費者そのものの能力が落ちたときに、どうやってそれをサポートしていくのかということを考える上では、非常にいいフィールドだと思っております。

澁谷委員からも、この委員会に来ていろいろなことを学ばせていただきました。いろいろな複雑なサービスが、今、上がってきていると思うのですが、これだけの委員の先生方がおられるので、私も勉強しながら、多角的に考えたときに、今の解ではなくて、恐らくずっと解を探り続ける委員会であろうと思っておりますので、そういったアウトプットの作成に対して貢献できたらと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○中川委員長 ありがとうございます。

それでは、最後に持丸委員、お願いいたします。

○持丸委員 産総研と申しますが、国立研究所の人間情報研究部門というところで長を務めております、持丸と申します。

私は第1期は部会の委員で、第2期から部会長とこちらの委員会の委員を務めさせていただいております。

工学屋さんでありまして、バックグラウンドは私も機械工学という分野で、私は人間の機械的な振る舞いというものをずっとやってきて、その結果、人間工学という分野が専門でございます。いろいろゆえがあって、サービス工学をやるようになって、サービスのことも研究の対象になっています。

恐らくこちらに声がかかったのは、一つは私が子供の安全に関する研究をしていたことと、もしかしたら審議官が産総研の出身の人だったということもあったかもしれません。私どもがおります人間情報研究部門というところは、80人ぐらいのドクターを持った、工学系の研究者で成り立っているところなのですが、このミッションとして、マイノリティーと呼んでいるのですが、弱者、子供、高齢者、障害者について、その安全やらアクセシビリティをちゃんと担保できる設計をしていこう。そのために環境や製品、サービスを直していこうということをやっておりますので、この委員会は私だけですけれども、拝見しますと臨時委員と専門委員に私どもの部署というか部下が何人か名を連ねておりまして、何かお役に立てることがあれば専門的なところで使っていただければと思っております。

実は、私自身は、これも私どもの研究所の特徴的なことなのですが、標準化というものにかかわっております、小川先生からもありましたけれども、私も子供の安全に関して、ライターとか衣服の引きひも、ペンのキャップ、ブラインドのひも、あと、国際標準のガイド50というものの策定にかかわってまいりました。

そういうこともあって、この委員会は非常に、子供だけではなくて、すごく大事なアクションをしていると理解している中で、私は最終的に社会が変わるような意見を出して、それをしっかり検証していくというのが我々の使命だと思っておりますが、何が何でも規制という言葉に落ち着けないで、実は標準というのは規制ではなくて合意なのです。合意によって社会が変わることもある。そうではないこともあるのですが、その

辺を見きわめながら、効果的にうまく社会を変えていく答えに導き出せればと思っております。

これからもよろしく願いいたします。

○中川委員長 ありがとうございます。

委員の皆様から、それぞれ思いのこもった御挨拶をありがとうございます。

2期までのことを非常に思い出しました。発見が多い、それから未知、とにかくどうなるかわからない中でやっていく。行政機関としては非常に珍しいと私は思うのですが、それでも、それから、何人かの方もおっしゃいましたが、社会を変えていくような提案をしなければいけないというところが存在価値にかかわるところかと思ひまして、大変な委員会でございますが、それだけにやりがいもあると思ひます。それぞれ専門分野が違うところでございますけれども、非常にうまくメンバーを選んでいただいたという感じがいたします。

それでは、次に参りたいと思ひます。

次が「委員長代理の指名」でございます。

消費者安全法第21条第3項に基づき、委員長に事故があるときはあらかじめ指名する委員が委員長の職務を代理することとなっております。

この点でございますけれども、第2期、第3期と委員長代理を務めていただきました、持丸委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(委員首肯)

○中川委員長 では、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○持丸委員 よろしく願いいたします。

○中川委員長 委員長代理は持丸委員にお引き受けいただきました。

持丸委員は再任でいらっしゃいますが、前期の委員会にて感じたこと、また、今期に生かすべき点など、お話がございましたらぜひよろしくお願い申し上げます。

○持丸委員 改めまして、委員長代理を申しつかりました持丸でございます。

まず、委員長代理の一番の仕事は、一緒にぶら下がりの記者会見を対応するということなのです。これに出ていつも思うことは、皆さんにもお伝えしなければいけない。質問が何もない日は、必ず聞かれるのが、何で時間がかかるのですかということがとにかくお約束の質問になっておりまして、私もいつもお約束の答えみたいなことを申し上げているのですが、畑村先生とやっていたころから、工学系で言うと修士論文を1個書くぐらいのボリュームのものが出てきますので、私も1年かかるのは若干仕方ないかなと。

最初に事件を分析して、データを収集して、場合によっては追加のデータの収集や実験が必要で、私は同じ省庁というか国立研究所におりますので、外部で実験するときには仕様書を作成して選定して発注をしてという作業に、消費者庁として時間を要することは私もよく理解しておりまして、その中で何か我々としてもスピードアップをしていくことを考えていかなければいけないかなと思ひているのがまず一つでございます。

もう一つは、後で申し上げてもいいのですが、実は、私はここへ来て、帰りの資料が

重いといつも思っておりまして、少なくとも経済産業省と内閣府はよくiPadみたいなものを使って資料をこの場所で電子発信、そもそも皆さん既に事前に送っていただいている、特に不自由がなければぜひそのような電子化も検討いただけるといいかなと個人的には思っております。

余計なことを申しまして済みません。私からは以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

その件は、この後で委員会の進め方というのもありますので、引き続き今のお話も踏まえてお話をしたいと思います。

議事を次に進めさせていただきます。

今度は部会長、部会長代理及び座長の指名でございます。サービス等事故調査部会及び製品等事故調査部会につきましては、消費者安全調査委員会令第1条第2項により、また、製品事故情報専門調査会につきましては、本委員会決定、製品事故情報専門調査会設置規程により、部会また専門調査会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は委員長が指名するということとされております。また、同委員会令第1条第3項では、部会に部会長を置き、当該部会に所属する委員のうちから委員長を指名することとされております。さらに、同設置規程では、専門調査会に座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名することとされております。

そういうわけで、部会長、座長、部会及び専門調査会に所属する委員、並びに臨時委員につきましては、委員長から指名するということとさせていただきますので、10月中に指名させていただき、事務局を通じて各委員の方々にお伝えするというにしたいと思えます。

この点、よろしゅうございますでしょうか。

(委員首肯)

○中川委員長 ありがとうございます。

そのように準備を進めさせていただきます。

4. 個別事案について

(1) 選定事案

《進捗状況の報告》

○ 調査を実施している事案について、事務局から現在の進捗状況と今後のスケジュールの報告を受けた。

(2) その他

○ 「消費者安全調査委員会の動き」について、今回の会議を踏まえて第67号をホームページに掲載して公表することとなった。

○ 本日の議事要旨を後日ホームページで公表することとなった。

○ 次回は平成30年10月中に開催する予定。

5. 閉会

文責：消費者庁事故調査室